（計器飛行証明及び操縦教育証明の申請）

第六十四条　（略）

2　第四十二条第二項（第一号を除く。）から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

（技能検定の申請）

第百六十八条　技能検定を受けようとする者は、運航管理者技能検定申請書（第十九号様式（学科試験全科目免除申請者にあつては、第十九号の二様式））に、次の各号に掲げる書類を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　学科試験全科目免除申請者にあつては、写真一葉及び戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し

三～六　（略）

2　（略）

（試験の期日等の公示及び通知）

第百六十九条　国土交通大臣は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の規定により試験を行う場合は、試験の期日及び場所、前条第一項の技能検定申請書の提出時期その他必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

2　（略）

（技能証明の申請）

第二百三十六条の三十八　（略）

2～7　（略）

8　技能証明申請者であつて、身体検査を受けようとするもの（第二百三十六条の四十七第二項又は第三項の規定により書類の確認を受けようとするものを含む。）は、確認番号を記載した身体検査申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

9・10　（略）

（計器飛行証明及び操縦教育証明）

第六十四条　（略）

2　第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「一葉」とあるのは「一葉（学科試験全科目免除申請者を除く。）」と、同条第三項中「写真一葉及び第四十七条の文書の写し」とあるのは「第四十七条の文書の写し」と、同条第四項中「戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書（本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類。以下同じ。）及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」とあるのは「別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴」と読み替えるものとする。

（受験の申請）

第百六十八条　技能検定を受けようとする者は、運航管理者技能検定申請書（第十九号様式（学科試験全科目免除申請者にあつては、第十九号の二様式））に、写真一葉及び次の各号に掲げる書類を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　学科試験全科目免除申請者にあつては、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し

三～六　（略）

2　（略）

（試験の期日等の公示及び通知）

第百六十九条　国土交通大臣は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の規定により試験を行う場合は、試験の期日及び場所、前条第一項の技能検定申請書の提出時期その他必要な事項を官報で公示する。

2　（略）

（技能証明の申請）

第二百三十六条の三十八　（略）

2～7　（略）

8　技能証明申請者であつて、身体検査を受けようとするもの（第二百三十六条の四十七第二項又は第三項の規定により書類の確認を受けようとするものを含む。）は、確認番号を記載した身体検査申請書に、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

9・10　（略）